

治療用装具の療養費申請方法が変わります

厚生労働省保険局の通達により、治療用装具の適正な申請を推進するため、「靴型装具」の療養費を申請する際には、装具の写真の添付が必要となりました。

これに伴い、療養費支給申請書の様式を変更し、申請時の添付書類を追加します。

●開始時期

平成30年10月購入分より

●治療用装具の申請に必要なもの

様式

療養費支給申請書 (別添1)	装具作製確認書 (別添2)
添付書類	
装具の領収書(装具の明細を含む。別添でも可。)(原本)	医師の意見書・装具装着証明書(原本)
装具の写真(靴型装具の場合のみ)	

●写真の提出方法(①、②いずれでも可)

①現像(プリント)写真で提出

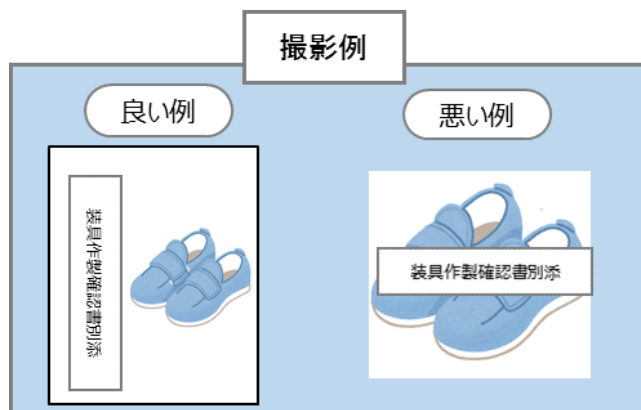
②画像データで提出

携帯電話・スマートフォンで撮影した写真の画像データを健康保険組合宛にメールで送信
※件名に「療養費申請」と入力。本文に保険証の記号・番号、被保険者の氏名、受診者の氏名を入力。

メールアドレス: sougu@hhba.hankyu-hanshin.co.jp

●写真の撮り方(4方向から)

「装具作製確認書(別添)」とともに、下記の方向及び箇所について撮影して下さい。



※装具の形状が確認できなかった場合、再度提出をお願いすることがあります。

新しい様式の申請書は健保組合ホームページの届出申請書一覧からダウンロードし印刷して
いただくか、各事業所の健保担当者よりお受け取りください。